

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 国家戦略特別区域法の一部改正（改正法第一条関係）

一 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加すること。

1 公証人法の特例

国家戦略特別区域会議が、公証人役場外定款認証事業（国家戦略特別区域内の役場以外の場所において、公証人が定款の認証を行う事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、公証人は、公証人法の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた場所において、定款の認証に関する職務を行うことができるものとすること。（第十二条の二関係）

2 学校教育法等の特例

国家戦略特別区域会議が、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県等が設置する学校教育法に規定する中学校（高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。））、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するものの管理を、私立学校法に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、当該学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するものに行わせる事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定した法人に当該学校の管理を行わせることができるものとする。こと。（第十二条の三関係）

3 児童福祉法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士の資格を定める事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である都道府県知事が行う国家戦略特別区域限定

保育士試験の合格者は、当該区域計画に定められた事業実施区域において、国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有し、国家戦略特別区域限定保育士登録簿への登録の日から起算して三年を経過した日において、保育士の登録を受けた者とみなすものとする。 (第十二条の四関係)

4 医療法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業（国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であつて、医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するものの中から理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該事業に係る医療法人から医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。 (第十四条の二関係)

5 国有林野の管理経営に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、国有林野活用促進事業（国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律第七条第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画内に定められた区域内にある当該国有林野についての同法第七条第一項第五号の規定に係る面積の上限は十ヘクタールとするものとする。 （第十六条の二関係）

6 出入国管理及び難民認定法の特例

(1) 国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域において家事支援活動（政令で定める家事の代行等の業務に従事する活動）を行う外国人（政令で定める要件を満たすものに限る。）を、政令で定める基準に適合する本邦の公私の機関（以下「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区

域内に限って行う家事支援活動をいう。)を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を特定活動の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができるもの等とすること。(第十六条の三関係)

- (2) 国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(国家戦略特別区域において、外国人が創業活動を行うことを促進する事業をいう。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(創業活動を含むものに限る。)を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があつた場合には、政令で定める創業外国人上陸審査基準を入管法の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができるもの等とすること。(第十六条の四関係)

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法に規定する職員のうち、引き続き創業者に使用される者（以下「特定被使用者」という。）となるための退職（一定の退職に限る。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたものその他これに準ずる者として内閣官房令で定める者が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法の規定による退職手当に係る在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなすものとする。こと。（第十九条の二関係）

8 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業（国家戦略特別区域において、シルバー人材センターが行う業務の範囲を拡張することにより、高年齢退職者の就業の促進を図

る事業をいう。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められたシルバー人材センターが労働者派遣事業を行う場合(就業の場所が当該区域内にある場合に限る。)における業務の範囲を拡張するものとする事。 (第二十四条の二関係)

9 特定非営利活動促進法の特例

国家戦略特別区域会議が、特定非営利活動法人設立促進事業(国家戦略特別区域において、設立認定申請の際の縦覧期間を短縮することにより、特定非営利活動法人の設立を促進する事業をいう。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、設立の認定の申請があった場合における縦覧期間は二週間に短縮するものとする事。(第二十四条の三関係)

二 雑則

1 新たに法人を設立しようとする者に対する援助

国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経

済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対し、法人の定款の認証、法人の設立の登記その他の法人の設立の手續及び法人を設立する場合における法令の規定に基づく手續に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一体的に行うものとする。 (第三十六条の二関係)

2 創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助

国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。 (第三十六条の三関係)

3 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進

国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外にお

ける需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。 (第三十七条の二関係)

第二 構造改革特別区域法の一部改正 (改正法第二条関係)

一 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加すること。

1 通訳案内士法の特例

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域限定特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業（地域限定特例通訳案内士育成等事業）を実施することが、地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しないこととし、認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有するものとする。 (第十九条の二関係)

2 道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、公社管理道路運営権を設定する場合には、道路整備特別措置法の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者に当該認定に係る公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。 (第二十八条の三関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行することとし、第二の一の2に掲げる事項に関する規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 (改正法附則第一条関係)

二 関係法律について所要の改正等を行うこと。 (改正法附則第二条から第十一条まで及び第十三条から

第十六条まで関係)

三 この法律の施行に關し必要な経過措置を定めること。

(改正法附則第十二条及び第十七条関係)